

第 27 号議案

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 5 月 30 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

東大和市地区計画区域内建築条例（平成 9 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「同表」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

7	平成 29 年東大和市告示第 30 号に定める立川都市計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画により地区整備計画が定められた区域（以下次表において「芋窪六丁目・上北台一丁目地区整備計画区域」という。）
---	--

別表第 2 に次のように加える。

7 芋窪六丁目・上北台一丁目地区整備計画区域

地区	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の最高高さの限度	建築物の形態又は意匠の制限	又ははさくづきの構造の制限
	次に掲げる建築物 1 ホテル又は旅館 2 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	—	100平方メートル	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から拡幅後の立川都市計画道路境3・2・4号新青梅街道線の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分に次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置、自転車駐車場その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物 ア 高さ（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、すべての高さ）が10メートル以下であること。 イ 敷地面積が200平方メートル未満であること。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離	—	—	道路に面して設ける建築物に附属（法令の制限等により設置するものを除く。）の高さは、2メートル以下とする。ただし、道路の形状（土地の留置が必要であつては、敷地盤面）から0.8メートルを超える部分を網状その他これに類するものとする。

	にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置、自転車駐車場その他これらに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置、自転車駐車場その他これらに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの

地区幹線道路沿道地区	低層住宅地区
—	
	120 平方メートル 平

附 則

この条例は、公布の日から施行する。